

## 『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』 少額減価償却資産の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

### 対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人等(※1)または常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

※1 資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- \* 大規模法人(資本金または出資金の額が 1 億円超の法人、大法人(※2)の 100%子法人(※3)等)から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- \* 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人
- \* 常時使用する従業員の数が 500 人を超える法人
- \* 税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前 3 事業年度の所得金額の平均)が年 15 億円を超える法人(※3)
- \* 連結法人

※2 資本金 5 億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が 1,000 人超のもの)または受託法人

※3 平成 31 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

### 用途・対象物

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産

### 支援内容

30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入することができます。

適用期間:令和 4 年 3 月 31 日まで

### ご利用方法

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

## 『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』 交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

### 対象となる方

資本金または出資金の額が1億円以下の法人(※)

※ 資本金または出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- \* 大法人(資本金または出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- \* 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- \* 投資法人、特定目的会社、受託法人

### 支援内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

- ① 支出した交際費等のうち、800万円までの全額
- ② 支出した接待飲食費の50%(支出する接待飲食費の上限はありません。)

適用期間:令和4年3月31日まで

### ご利用方法

確定申告書に交際費等の損金算入に関する明細書を添付し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先  
国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

## 『外国人旅行者向け消費税免税制度について知りたい』 外国人旅行者向け消費税免税制度

外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向けに消費税が免除される制度です。

### 対象となる方

外国人旅行者等の非居住者に対して、商品を販売しているまたは販売することを検討している事業者

### 支援内容

日本を訪れる外国人旅行者の買い物需要を取り込むため、外国人旅行者等の非居住者に対し商品を販売するに際し、消費税をいただくことなく販売することができるよう免税店制度を設けております。これにより、非免税店との差別化が図られ、外国人旅行者の来店増加による売上げの向上、地域経済の活性化が期待できます。

### <制度の概要>

免税店制度は、事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、通常生活の用に供される物品（一般物品、消耗品は合算可能）を、購入記録票を作成するなど一定の手続に基づいて5,000円以上販売する場合に、消費税が免除される制度です。

### <免税店の種類>

免税店には、2つの種類があります。

#### ○一般型消費税免税店

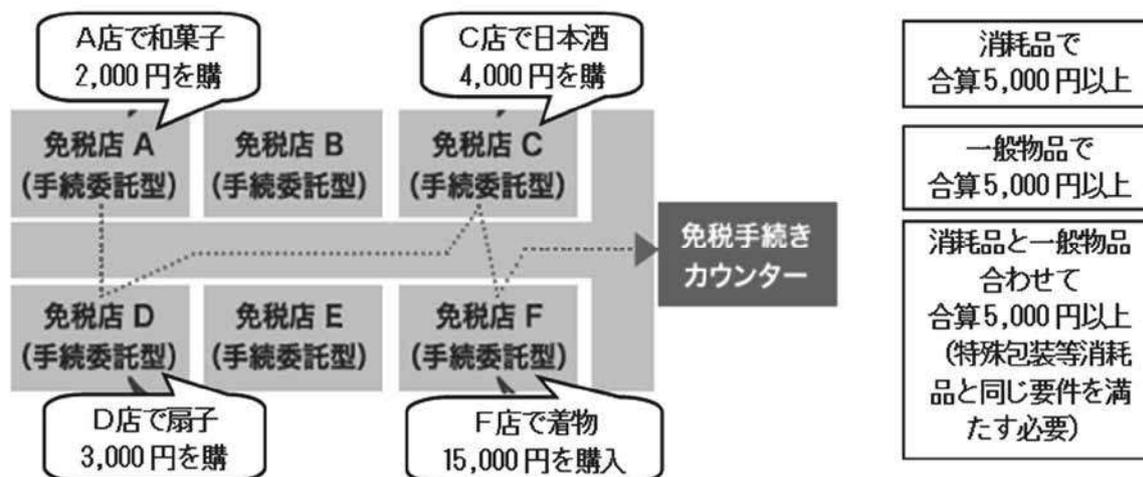
販売場を営む事業者が、その販売場において免税手続を行う消費税免税店

#### ○手続委託型消費税免税店

販売場が所在する特定商業施設内に、免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店

### 【免税手続カウンターでの買物のイメージ】

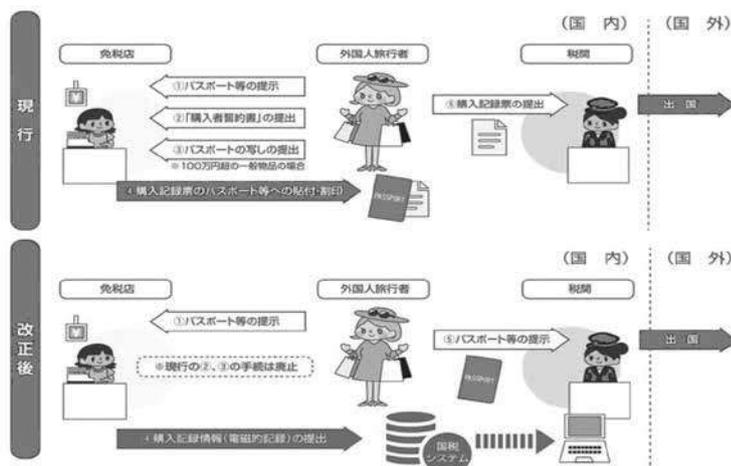
商店街などの中で、店舗を超えて合算（最低購入金額：5,000円以上）して、一括で免税手続を行うことができます。



【免税手続きカウンターにおける手続き】

2020年4月1日以降、現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印等)を廃止し、免税販売手続を電子化します。

2021年9月30日までは、現行の紙による免税販売手続も認められますが、2021年10月1日以後は、免税販売手続の電子化に対応しなかった場合には、免税販売を行うことができません。詳細は、観光庁ウェブサイトでご確認ください。



【特定商業施設について】

免税手続きカウンターを設置できる特定商業施設とは、以下①～④までの販売場の区分に応じた地区、地域または施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場(当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。)	当該地区	商店街
② 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場(当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。)	当該地域	
③ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場(③に該当するものを除きます。)	当該一棟の建物	テナントビル等

ご利用方法

消費税免税店の許可申請手続や特定商業施設等についての詳細は、国税庁および観光庁のウェブサイトをご参照ください。

インバウンド対応に取り組む商店街を後押しするために、本制度のほか、商店街活性化・観光消費創出事業(補助金)や、日本政策金融公庫の融資制度による支援も実施しております。

参照情報

- 免税販売手続の電子化 特設サイト
- 輸出物品販売場における輸出免税について
- 消費税免税店サイト

お問い合わせ先

各経済産業局 流通・サービス産業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)  
 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 電話:03-3501-1708  
 中小企業庁 経営支援部 商業課 電話:03-3501-1929

## 『賃上げや雇用増に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』 中小企業向け所得拡大促進税制

従業員への給与等の支給額を増加させた場合、増加額の一部を法人税等から税額控除できます。

### 対象となる方

令和5年3月31日までに開始する各事業年度において、青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人等）や個人事業主

### 支援内容

令和3年度税制改正後の税制概要（適用期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度。個人事業主については、令和4年から令和5年までの各年）

	適用要件	税額控除
通常要件	雇用者給与等支給額が、前年度より1.5%以上増加していること	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額等から税額控除
上乗せ要件	雇用者給与等支給額が、前年度より2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ・教育訓練費が、前年度より10%以上増加していること ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上の認定を受け、経営力向上が確実になされていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額等から税額控除

※ 税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限。

### ご利用方法

詳しくは、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



なお、人材確保等促進税制（旧：大企業向け賃上げ・生産性向上のための税制）については、経済産業省のウェブサイトをご覧ください。

URL（人材確保等促進税制）：

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

### お問い合わせ先

中小企業向け所得拡大促進税制について

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（9:30～12:00、13:00～17:00）

経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課 電話：03-3501-1957（9:30～12:00、13:00～17:00）

## 『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい(国税)』

## 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って行われた、一定の設備投資について、即時償却または税額控除の適用を受けることができます。

## 対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人等(※)または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの。

※ 資本金または出資金の額が1億円以下であっても、本税制の措置を受けることができない法人があります。詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

## 支援内容

## ■対象となる設備

下記の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。

- ・ 旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上する設備、
- ・ 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備、
- ・ 可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備

※ 詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

## 令和3年度税制改正において対象となる設備が追加されました

M&Aの効果を高める設備として経営資源集約化設備(D類型)が追加されました。

要件:修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

## &lt;指定事業&gt;

中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業。

## ■措置の内容

即時償却または取得価額の10%の税額控除(資本金または出資金の額が3,000万円を超える法人は7%)の適用を受けることができます。

## ■適用期間

令和5年3月31日まで

## ご利用方法

詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

## お問い合わせ先

中小企業経営強化税制について

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00)

経営力向上計画について(経営力向上計画相談窓口)

中小企業庁 事業環境部 企画課 電話:03-3501-1957 (9:30~12:00、13:00~17:00)

## 『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』 中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合、特別償却または税額控除の適用を受けることができます。

### 対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人等(※)または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※ 資本金または出資金の額が1億円以下であっても、本税制の措置を受けることができない法人があります。詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

### 支援内容

#### ■対象となる設備

下記の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。

- \* 機械装置(160万円以上)
  - \* 測定工具および検査工具(120万円以上または30万円以上かつ複数合計120万円以上)
  - \* 一定のソフトウェア(70万円以上または複数合計70万円以上)
  - \* 普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)
  - \* 内航船舶(対象は取得価額の75%)
- ※ 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

#### <指定事業>

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業および沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業、不動産業、物品賃貸業

※風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当するものを除く

#### ■措置の内容

取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除の適用を受けることができます(ただし、資本金または出資金の額が3,000万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます)。

・適用期間:令和5年3月31日まで

### ご利用方法

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

## 『建物等の設備投資を行う場合の税制措置を知りたい』 地域未来投資促進税制

地域未来投資促進法に基づき承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる、一定の要件を満たした建物・機械等の設備投資について、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

### 対象となる方

地域経済牽引事業計画の承認を都道府県から受け、かつ、課税の特例措置について国の確認(※)を受けた事業者の皆さま

※ 国の確認の要件

- ① 実施する事業が先進性を有すること(※特定非常災害により被災した区域を除く)  
〔通常類型〕 投資収益率が5%以上 又は 労働生産性の伸び率が4%以上  
〔サプライチェーン類型〕・海外における生産拠点の集中度が50%以上の製品を製造  
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
- ② 総投資額が2,000万円以上であること
- ③ 前事業年度の減価償却費の10%以上の投資額であること
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、  
過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率+5%以上

<上乗せ要件>

- ⑤ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥ 投資収益率が5%以上かつ労働生産性の伸び率が4%以上

### 支援内容

#### ■措置の内容・対象設備

- \* 機械・装置等:40%特別償却又は4%税額控除  
(上乗せ要件を満たす場合:50%特別償却又は5%税額控除)
- \* 建物等:20%特別償却又は2%税額控除
- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度となります。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

#### ■適用期限

令和5年3月31日まで

### ご利用方法

詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。最寄りの経済産業局等までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・経済産業省 地域経済産業グループ  
地域企業高度化推進課  
電話:03-3501-0645
- ・各経済産業局地域未来投資促進室(巻末お問い合わせ先一覧参照)

## 『ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい』 エンジェル税制

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の優遇を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合を通じ個人が株式を取得した場合や株式投資型クラウドファンディング業者の電子募集取扱業務により個人が株式を取得した場合についても本税制の対象となります。

### 対象となる方

#### ■対象となるベンチャー企業の要件

1. 創業(設立)10年未満(※1)の中小企業者であることかつ、新規性要件(※2)を満たすこと
  2. 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を6分の1以上取り入れている会社であること
  3. 大規模法人(資本金1億円超等)および当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人の所有に属さない、未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- ※1 下記「支援内容」の内、①の対象となるのは創業(設立)5年未満のベンチャー企業となります。  
※2 設立経過年数で異なるため、詳しくは中小企業庁ウェブサイトをご参照ください。

#### ■対象となる個人投資家の要件

1. 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
2. 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

### 支援内容

#### ■対象となるベンチャー企業へ投資した年に受けることができる所得税減税

個人投資家は①、②のいずれかを選択可能です。

- ①(ベンチャー企業への投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除することができます。  
(控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方)
- ②ベンチャー企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除することができます。  
(控除可能となる投資額の上限なし)

#### ■対象となるベンチャー企業株式を譲渡した年に受けることができる所得税減税

③未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)することができます。

※ 投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

### ご利用方法

中小企業庁ウェブサイト「確認申請の手引き」をご参照ください

お問い合わせ先

企業の本店所在地の都道府県がエンジェル税制利用相談窓口となります。下記をご参照ください。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/contact/index.html>

## 『公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい』 公害防止税制

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。

### 対象となる方

2020年4月1日より2022年3月31日の間に取得した①～⑤の設備

①汚水または廃液処理施設、②ごみ処理施設、③産業廃棄物処理施設(石綿等)、④産業廃棄物処理施設(その他)、⑤除害施設

### 支援内容

設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。

①:3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(2分の1を参酌)

②:2分の1

③:2分の1

④:3分の1

⑤:3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(4分の3を参酌)

### ご利用方法

固定資産税の課税標準の特例の適用にあたっては、固定資産税の課税標準の特例に係る届けを各都税事務所および市町村税務部署に提出する必要があります。

その他:減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械および装置は5年と規定されています。

### お問い合わせ先

各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署

経済産業省環境管理推進室 電話:03-3501-4665

各経済産業局 環境・リサイクル課 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

※四国経済産業局は資源エネルギー環境課、沖縄総合事務局は環境資源課

## 『オフィス・研究所・研修所を地方へ移転したい／地方で拡充したい』 地方拠点強化税制

地方において企業の拠点強化を行った場合に税制等の特例措置を受けることができます。

### 対象となる方

令和4年3月31日までの間に、地域再生法に基づく、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(「整備計画」)の認定を受けた事業者

### 支援内容

#### ●地方拠点強化税制

東京23区から地方へ企業の本社機能(オフィス・研究所・研修所)を移転する場合(移転型)または、地方にある企業の本社機能を拡充する場合(拡充型)に減税措置を受けることができます。

※ 雇用者増加数等一定の要件を満たすことが必要です。

#### ○オフィス減税

- ・ 移転型:7%税額控除または25%特別償却
- ・ 拡充型:4%税額控除または15%特別償却

#### ○雇用促進税制

- ・ 移転型:雇用者増加数一人当たり最大90万円税額控除
  - ・ 拡充型:雇用者増加数一人当たり最大30万円税額控除
- ※ 移転型の最大90万円のうち40万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続。

### ご利用方法

- ① 都道府県が作成する地域再生計画に基づき、整備計画を作成および各都道府県へ提出し、認定を受けてください。
- ② 税制措置を受けるに当たっては、必要書類を添付の上、確定申告を行ってください。
- ③ 税制措置以外にも、特定業務施設の整備・運転に必要な資金の調達に際しては、債務保証制度および融資制度を活用できます。ご相談等があれば、下記へお問い合わせください。

### 参照情報

内閣府地方創生推進事務局HP

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>) をご覧ください。

#### お問い合わせ先

オフィス減税について、その他一般的なご質問について

内閣府地方創生推進事務局(経済産業省地域経済産業グループ地域経済活性化戦略室内)

電話:03-3501-1697

雇用促進税制について

内閣府地方創生推進事務局(厚生労働省職業安定局雇用政策課内)

電話:03-3502-6770

## 『法人税の負担を軽減したい』 中小企業者等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率は軽減されています。

### 対象となる方

資本金または出資金の額が1億円以下の法人等(※)

※ 資本金または出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- \* 大法人(資本金または出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- \* 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- \* 投資法人、特定目的会社、受託法人

### 支援内容

資本金または出資金の額が1億円以下の法人等の年所得800万円以下の部分にかかる法人税率は、令和5年3月31日までの措置として、15%に引下げられています。

対象	法人税法における税率(本則)		令和5年3月31日までの 時限的な軽減税率
大法人 資本金1億円超	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.2%	—
	年所得800万円以下の部分	19%	15%
商工会、商工会議所、 中小企業等協同組合、 商店街振興組合など	所得区分なし	19%	15% (年所得800万円以下の 部分)

適用期間:令和5年3月31日まで

### ご利用方法

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先  
国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

## 『国税が期限内に納付できない』 国税の猶予制度

国税を一時に納付できない場合において、法令の要件に該当する場合には、税務署に申請することにより、猶予制度(納税の猶予・換価の猶予)の適用を受けることができます。猶予が認められると、原則として1年以内の期間、国税を分割して納付することができます。

### 対象となる方

#### ■納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないと認められる場合に、所轄の税務署に申請をした方

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

#### ■申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないなどの一定の要件に該当する場合に、国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請をした方

※ これらの猶予を受ける場合、原則として、猶予を受けようとする税額に相当する担保が必要です。

### 支援内容

- ・ 猶予期間は原則として1年以内の期間であり、猶予期間中の各月に分割して国税を納付することができます。
- ・ 猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除されます。
- ・ 猶予期間中は、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

### ご利用方法

- ・ 猶予の申請書に、必要な書類を添付して、所轄の税務署に提出してください(「申請による換価の猶予」の場合は、国税の納期限から6か月以内の申請が必要です)。
- ・ 税務署では、申請に基づき、猶予の許可・不許可や猶予金額・期間などを審査します。  
※ 詳しくは、国税庁ホームページの「猶予の申請の手引」などをご参照ください。

### 参照情報

猶予の申請の手引

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

## 『防災・減災のための設備投資を行った場合の税制措置を知りたい(国税)』

### 中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた事業継続力強化計画等に従って行われた設備投資について、特別償却の適用を受けることができます。

#### 対象となる方

青色申告書を提出する中小企業者等(※1)で、認定対象期間(令和元年7月16日～令和5年3月31日)内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの。

※1 中小企業者等とは

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

【注意:ただし、以下の法人は対象外】

- ① 大規模法人(資本金または出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超えの法人、又は大法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等)の100%子法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円超の法人

#### 支援内容

減価償却資産の種類	対象となるものの用途または細目
機械及び装置(※3) (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品(※3) (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げるために取得等をするものに限る。)、防水シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※3 「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げるための架台で、資本的支出により取得等をするものを含みます

※4 上記に該当する設備であっても、以下の①～③のいずれかに該当する設備は対象外です

- ① 消防法および建築基準法に基づき設置が義務づけられている設備
- ② 中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
- ③ 設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備

措置内容：特別償却20%(令和5年4月1日以降に取得等をする対象設備は特別償却18%)

適用期間：令和5年3月31日まで

#### ご利用方法

認定対象期間(令和元年7月16日～令和5年3月31日)内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた後、当該認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、対象設備を取得等をしてください。

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室 電話:03-3501-0459

## 『M&A を行った場合の税制措置を知りたい』 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②雇用確保を促す税制③準備金の積立を利用できます。

### 対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人(※)であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画(事業承継等事前調査の記載があるものに限る)の認定を受けたもの。

※ 資本金または出資金の額が1億円以下であっても、本税制の措置を受けることができない法人があります。詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

### 支援内容

#### ① M&Aの効果を高める設備投資減税

即時償却または取得価額の10%の税額控除(資本金または出資金の額が3,000万円を超える法人は7%)の適用を受けることができます。

(参考)具体的な取組例

- ・ 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- ・ 原材料の仕入れ・製品販売にかかる共通システムの導入

#### ② 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、給与等支給総額の増加額の25%を税額控除。

(参考)具体的な取組例

- ・ 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

#### ③ 準備金の積立

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、M&A実施時に取得価額の70%以下の金額を据置期間付(5年間)の準備金として積み立て、その金額を損金に算入。



お問い合わせ先

中小企業庁

事業環境部 財務課 電話:03-3501-5803

## 『外部人材の獲得や人材育成への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい』 人材確保等促進税制

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現に向け、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置を講じます。

### 対象となる方

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、青色申告書を提出する中小企業者等が、本税制の適用対象となります。

### 支援内容

適用要件及び税額控除の内容は、以下の通りです。なお(※1)～(※4)までの用語の定義につきましては、制度ナビ又は以下の「参照情報」に記載の経済産業省のウェブサイトをご覧ください。



### 参照情報

本税制の詳細については、以下の経済産業省のウェブサイトをご覧ください。  
(なお、所得拡大促進税制(賃上げや雇用増に係る税制)については、適用要件が異なりますので、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。)

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

### お問い合わせ先

本年5月以降を目途に本税制に関するサポートセンターを設置致しますので、お問い合わせ先については、追って、以下の経済産業省ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

## 『会計の質を向上させたい』 中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」や「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

### 対象となる方

#### ■「中小会計要領」「中小会計指針」の対象となる会社

株式会社（下記を除く）

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社および関連会社
- ・会計監査人を設置する会社および子会社

※「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適切とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適切と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

#### ■上記の他、「中小会計要領」「中小会計指針」が利用できる会社

特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社

### 支援内容

#### ■中小企業の会計に関するパンフレットの作成

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容をわかりやすく解説したパンフレットを作成しております。中小企業庁のウェブサイトから無料でダウンロードができます。

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

#### ■金融機関の融資商品

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成および期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

### 参照情報

中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）

中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）

財務サポート「中小会計要領」

お問い合わせ先

中小企業庁

財務課 電話：03-3501-5803

## 『事業承継について支援を受けたい』 事業承継の円滑化のための支援策

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前に、できるだけ早い準備が重要です。

### 対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

### 支援内容

#### ■ 経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に経営を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた以下の支援を受けることができます。

- \* 遺留分に関する民法の特例（法人版・個人版）
  - \* 金融支援
  - \* 法人版事業承継税制
  - \* 個人版事業承継税制
- ※ 遺留分に関する民法の特例では経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可が必要です。  
※ 金融支援、法人版および個人版事業承継税制については都道府県知事の認定を受ける必要があります。

#### ■ 事業承継総合支援事業

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定支援やマッチング支援等を行います。

#### ■ 事業承継・引継ぎ補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助します。また、専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用にかかる費用を補助します。

#### ■ 中小企業成長支援ファンド

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

#### ■ 事業承継フォーラムなどの開催

事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムを各地で開催し、早期・計画的な事業承継の取組を促します。また、地域の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施いたします。（開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・再生支援部 事業承継支援課 電話：03-5470-1576 にお問い合わせください。）

#### ■ 事業承継ガイドライン・中小 M&A ガイドライン

中小企業の円滑な事業承継・M&A のためのガイドラインを作成しました。  
中小企業庁ウェブサイトから無料でダウンロードができます。

## 『事業承継に関する悩みについて相談したい、会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』 事業承継総合支援事業

事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

### 対象となる方

事業承継の悩みを抱える中小企業者、後継者不在の悩みを抱える中小企業者等

### 支援内容

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター※」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定支援やマッチング支援等を行います。

※「事業承継・引継ぎ支援センター」とは、産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の事業承継をワンストップで支援するために設立された専門機関。

事業承継・引継ぎ支援センターで受けられる具体的な支援

- ・ 事業承継に関する相談対応
- ・ 事業承継計画の策定支援
- ・ 課題解決に向けた専門家派遣
- ・ 適切な支援機関への取り次ぎ
- ・ 後継者不在の企業に対するマッチング支援 等

また、事業承継に伴う経営者保証の解除に向けても、経営相談や専門家派遣等の各種支援を行います。

### ご利用方法

まずは、お近くの事業承継・引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は無料です。

お問い合わせ先

- ・各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター  
及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部  
(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 財務課 電話:03-3501-5803
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876
- ・各経済産業局中小企業課等  
(巻末お問い合わせ先一覧参照)

## 『M&A を実施したい/事業承継・M&A をきっかけに新しいチャレンジをしたい』 事業承継・引継ぎ補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助します。また、専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用にかかる費用を補助します。

### 対象となる方

#### <創業支援型・経営者交代型・M&A 型>

事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者

#### <事業再編・事業統合支援型>

事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行うまたは行われる予定の中小企業・小規模事業者

### 支援内容

#### <令和 2 年度 3 次補正予算事業>

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
<b>①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助</b>			
創業支援型	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	2/3	400万円	200万円
M&A型	2/3	800万円	200万円
<b>②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助</b>			
専門家活用型	2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

#### <令和 3 年度当初予算事業>

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
<b>①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助</b>			
経営者交代型	1/2	250万円	+200万円
M&A型	1/2	500万円	+200万円
<b>②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助</b>			
専門家活用型	1/2	250万円	200万円 (売り手のみ)

### ご利用方法

創業支援型・経営者交代型・M&A 型の申請に際しては、応募者による経営革新等の内容や補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の確認を受けている必要があります。

認定経営革新等支援機関の具体名、連絡先等については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。か、最寄りの各経済産業局までお問い合わせください。

※ 記載内容については変更の可能性がございますので、申請に際しては公募要領をご確認ください。

### 参照情報

認定経営革新等支援機関認定一覧について

お問い合わせ先  
中小企業庁  
事業環境部財務課 電話:03-3501-5803

## 『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』 事業承継円滑化のための税制措置(法人版事業承継税制)

中小企業・小規模事業者の非上場株式等に係る相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。

### 対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した後継者

### 支援内容

#### ■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者(親族外も対象)が、相続または遺贈により、非上場会社の株式等を先代経営者(被相続人)から取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る相続税の納税が猶予(※(2))され、後継者が死亡した場合などには、猶予税額が免除されます。

#### ■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者(親族外も対象)が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税が猶予(※(2))され、後継者が死亡した場合などには、猶予税額が免除されます。

※ 法人版事業承継税制の特例措置について

2018年4月1日に、法人版事業承継税制の特例措置が創設されました。

2018年4月1日から2023年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「特例承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2018年1月1日から2027年12月31日までの10年間に行われた非上場株式の贈与・相続が対象となります。

従前の措置も一般措置として存在していますが、特例措置については一般措置と比べて以下の点で大きく優遇される内容が拡充されています。

#### (1) 経営環境変化に対応した減免制度を導入

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が納税されていたところ、売却時や廃業時の評価額を基に納税額を再計算することとします。これにより、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免いたします。

#### (2) 対象株式数の上限撤廃、猶予割合を100%に拡大

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の3分の2までであり、さらに相続税の納税猶予割合は80%であったところ、対象株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合も100%に拡大することとします。これにより、事業承継時の贈与税・相続税の支払い負担はゼロとなります。

#### (3) 雇用要件の抜本的見直し

事業承継税制の適用後5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予された税額的全額を納付しなければならなかったところ、人手不足の現状を受け、雇用要件を弾力化し、5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能といたします(経営悪化等が理由の場合は、認定支援機関の指導助言が必要となります)。

#### (4) 対象者の制限の大幅な緩和

一人の先代経営者から一人の後継者に対して贈与・相続される株式のみが対象であったところ、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人まで)への承継も対象となります。

(参考)都道府県知事の認定を受けるための主な要件

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 資産保有型会社等に該当しないこと。
- (3) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (4) 先代経営者およびその同族関係者が発行済株式総数の 50% 超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者(後継者を除く)の中で筆頭株主であったこと。
- (5) 後継者およびその同族関係者が発行済株式総数の 50% 超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者(他の後継者を除く)の中で筆頭株主であること。
- (6) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと(先代が 70 歳未満である場合又は特例承継計画の確認を受けている場合を除く。)。贈与の場合は、贈与の 3 年前から引き続き役員に就任していること。等

※ 個人事業者向けの事業承継円滑化のための税制措置は、「事業承継円滑化のための税制措置(個人版事業承継税制)」をご覧ください。

#### ご利用方法

法人版事業承継税制の適用に当たっては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等が必要となりますが、認定等に係る申請書・報告書の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県の担当課となります。

#### 参照情報

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

事業承継税制の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

## 『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』 事業承継円滑化のための税制措置(個人版事業承継税制)

個人事業者も事業用資産を承継する際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。

### 対象となる方

- ・ 一定の事業用資産を相続または贈与により取得した個人事業者
- ・ 特定小規模宅地を相続した個人事業者・後継者

### 支援内容

#### 一定の事業用資産を相続または贈与により取得した個人事業者【個人版事業承継税制】

2019年4月1日に、個人事業者が先代から事業用資産を相続または贈与により取得した際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除される特例措置が創設されました。

法人版事業承継税制と類似の制度設計となっており、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「個人事業承継計画」を都道府県に提出したうえで、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間に行われた一定の事業用資産の贈与・相続が対象となります。

その他、主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 対象となる事業用資産に係る贈与税・相続税を100%猶予することができます。また、法人版同様に承継後の経営悪化によって廃業等をした場合は納税が減免されるほか、個人版独自の措置として、承継をした個人事業者が一定の身体障害等に該当した場合の免除などが講じられます。
- (2) 事業用の宅地(400平方メートルまで)・建物(800平方メートルまで)、機械・器具備品等の幅広い事業用資産が対象です。
- (3) 親族外への承継も対象になります。
- (4) 相続時精算課税制度との併用は可能です。ただし、個人版事業承継税制と小規模宅地特例(事業用)とは選択適用となります。

### ご利用方法

個人版事業承継税制の適用に当たっては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等が必要となりますが、認定等に係る申請書・報告書の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県の担当課となります。

### 参照情報

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

事業承継税制の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

## 『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』 経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

### 対象となる方

#### 【遺留分に関する民法の特例】

相続に伴う遺留分に関する紛争を防止したい中小企業の後継者

#### 【金融支援】

事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している中小企業とその後継者

#### 【事業承継税制】

相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業の後継者

### 支援内容

遺留分に関する民法の特例、金融支援、事業承継税制という3つの措置は、それぞれ適用要件や効果が異なることから、ご利用を検討される際には、中小企業庁ウェブサイト掲載の申請マニュアル等をご覧ください。

### ご利用方法

法に基づく申請等の受付は、中小企業庁又は主たる事務所が所在する都道府県で行っております。都道府県の担当課については、中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。

### 参照情報

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）

経営承継円滑化法による支援  
認定・申請等に関する窓口について

法人版事業承継税制  
個人版事業承継税制

お問い合わせ先  
遺留分に関する民法の特例  
中小企業庁  
財務課 電話：03-3501-5803（9:00～17:00）  
金融支援・事業承継税制  
各都道府県